

# 県域水道一体化 調査特別委員会

令和2年6月24日

葛城市議会

## 県域水道一体化調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和2年6月24日(水) 午前10時00分 開会  
午後0時29分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	奥本	佳史
委員	杉本	訓規
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	内野	悦子
〃	川村	優子
〃	増田	順弘
〃	岡本	吉司
〃	西川	弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	下村	正樹
議員	松林	謙司

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古	和彦
副市長	溝尾	彰人
上下水道部長	井邑	陽一
水道課長	福森	伸好
〃 補佐	西川	康光

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永	睦治
書記	和田	善弘
〃	中井	孝明
〃	福原	有美

## 7. 調査案件

### (1) 水道事業に関する事項について

開 会 午前10時00分

**西井委員長** ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化調査特別委員会を開会いたします。

連日、委員会で大変お疲れのところではございますが、当委員会は3月に設置されまして初めての第1回目の会議でございます。本日は、県との話合いの中で進捗状況がどうであったかという説明をまず聞かせてもらって、それで、多少の意見を頂きたいとかように思っていますので、どうかよろしく慎重審査のほどお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手を頂き、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。なお、発言される際はマスクを着用したまま、ご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力をお願いいたします。

申し訳ありません。委員外議員の出席は松林議員でございます。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（1）水道事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、厚生文教常任委員会の調査案件でご審査をお願いしていたものを、去る3月議会定例会において、葛城市全体に関わる事項であり、将来の水道事業に関する変化に伴い、より集中的に審査を行う必要があると判断したため、特別委員会の設置に至りました。

本日は、設置後初めての委員会でございますので、今までの県域水道一体化に向けた経緯を踏まえつつ、理事者より報告を願いたいと思っております。

井邑上下水道部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部長の井邑でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、お手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。資料1といたしまして、上水道エリアにおける県域水道一体化の経緯。資料2、県域水道一体化の合意形成に向けた検討会のブラッシュアップについて。資料3、(仮称)水道サミット。資料4、水道事業等の統合に関する覚書(案)。資料5、水道事業等の統合に関する基本方針(草案)。参考資料といたしまして、香川県広域水道企業団の始動という資料を添付いたしております。以上6点でございます。よろしいでしょうか。

それでは、県域水道一体化につきましてご説明申し上げます。この事項につきましては、令和元年6月から令和2年3月の定例会での厚生文教常任委員会中、調査案件として継続し

て協議いただいておりますが、県域水道一体化調査特別委員会の設置後といたしましては、初めての委員会となりますので、まずは、これに至る経緯のほうから簡単にご説明いたします。

お手元に、資料1、上水道エリアにおける県域水道一体化の経緯をご準備お願いいたします。これまでの経緯でございます。平成29年10月に奈良県・市町村長サミットで、県域水道一体化の目指す姿と方向性が提示されました。平成30年4月には28市町村及び県で、部局長、課長レベルをメンバーとした県域水道一体化検討会を立ち上げ、一体化の検討体制が構築されました。平成31年3月に県で新県域水道ビジョンを策定し、県域水道一体化を正式に位置づけられました。平成31年4月に第2回検討会において、検討会に5つのワーキンググループを設置し、関係市町村が主体的に検討・協議できる体制が構築されました。令和元年8月には第3回検討会において、統合に向けた考え方の整理、検討スケジュールについて検討されました。令和元年12月には第4回検討会において、現状分析、更新需要予測について検討されました。令和2年3月に第5回検討会において、統合形態及び統合時期、覚書及び基本方針、統合に伴う施設整備、財政シミュレーションの状況について検討されました。令和2年5月には第6回検討会において、効果算定、覚書及び基本方針、今後のスケジュールについて検討され、近日開催予定の市町村長会議、(仮称)水道サミットで使用する資料の提示がございました。現在まで6回の検討会を開催いたしまして、検討を重ねてまいりました。また、検討会を開催するに当たり、作業部会及びワーキンググループ等で検討協議が行われております。

続きまして、資料2をご準備ください。今後の説明につきましては、令和2年5月21日開催の第6回県域水道一体化検討会におきまして、提示のございました資料を用いまして説明いたしたいと思っております。

資料2の左側青色囲みの現状と課題についてでございます。1番として検討会の位置づけと意思決定のプロセスの明確化では、一体化の検討が進行し、令和2年度は覚書締結という各首長の一体化への参加の判断が必要な時期を迎えているとしております。検討会の役割は、各首長が一体化への参加を判断するために、市町村が主体となって議論し、首長に報告するための資料を作成することであり、首長の参加の判断を拘束するものではないとしております。一体化は、県が新県域水道ビジョンで位置づけ、検討会を設置し、検討を進めていることから、最終的には県知事が関係市町村長に対して一体化への参加を呼びかけ、各首長間での合意形成を図っていく必要があるとしております。

2番目におきましては、検討会の主体者が市町村となる新たな段階に移行では、覚書締結が年度内に迫り、各市町村議会への説明時間を考慮すると、今年度9月頃をめどに、合意形成に必要な資料等を市町村自らが主体となって取りまとめしていく必要があるとしております。現状では、県が検討会の進行を運営していますが、県が意識醸成する段階から、主体者である市町村が積極的に議論し、判断していく段階に入っております。検討課題を先送りするのではなく、その課題解決策を可能な限り検討会開催までに整理・調整し、検討会では次のステップにスムーズに移行できるように課題解決策を確認し、覚書締結に向けた進捗管理を徹底

していく必要がある。そのためには、合意形成の主体である市町村自らも検討会の進行管理の主体となり、県事務局と連携・協同して、その時点での判断を適切に行い、進めていく必要があるとしています。

右側、オレンジ色の囲みの課題解決に向けた対応についてです。1番として、知事・市町村長会議、(仮称)水道サミットの開催では、検討会で調整を図った合意形成に必要な資料を基に、県から各市町村に提案する形で実施する。開催時期は6月議会、9月議会、12月議会の前を想定。12月議会前の会議でのおおむね合意を目指していますが、6月議会前の会議は7月以降に延期とされております。知事から関係市町村長に一体化参加を呼びかける。2番といたしまして、事務局を県と市の代表者で構成では、給水人口10万人以上の奈良市、橿原市、生駒市を幹事市と呼びますが、それを事務局に加える。意見相違は、県と幹事市が連携・協同して調整を行う。3番といたしましては、検討会の議事進行を幹事市で実施では、市町村の意見交換を活発化するため、議事進行を幹事市が実施するとしています。

次のページをお願いいたします。県域水道一体化合意形成概念図についてでございます。資料左側一番下、ワーキンググループにおいて検討会に提案する資料が作成され、その上段、作業部会におきまして提案資料について協議され、その上段、県域水道一体化検討会で検討され、県と幹事市で調整した上で知事から市町村長に一体化を呼びかける(仮称)水道サミットを開催、これを1サイクルとして3サイクルを経て、覚書の締結を目指すとしております。

続きまして、資料3をご準備ください。令和2年5月21日開催の県域水道一体化検討会におきまして、近日開催予定の知事・市町村会議(仮称)水道サミットで、使用する説明資料の提示がございましたので、その資料を用いまして説明いたしたいと思っております。

資料を3、(仮称)水道サミット県域水道一体化の推進に向けてについてでございます。本資料は、当初6月上旬に開催を予定されておりました(仮称)水道サミットの説明資料として作成されましたが、新型コロナウイルス感染症対応のため、開催のほうは7月以降に延期されております。そのため、次回開催までには修正が加えられる可能性もあるとした上で、公表については構わないとの回答を検討会事務局より頂いております。

それではまず、1ページをお開きください。①県域水道の現状と将来の広域化の方法についてです。現状と将来の予測について、主要な水道施設を地図上に示しました資料となります。左側、現状では、大規模浄水場、濃い緑色の四角ですが、緑ヶ丘浄水場、桜井浄水場、御所浄水場の3か所でございます。中小規模浄水場、薄い緑色の四角囲みでございますが、15か所ございます。御所浄水場の斜め上に3個並んでおります四角が本市の上から竹内、兵家、新庄の各浄水場でございます。矢印の方向に移りまして、右側、将来では、上の赤線の囲み、県営水道区域においては大規模浄水場として3か所に施設を集約し、下の赤線の囲み、五條・吉野区域におきましては中小規模浄水場4か所の施設を分散型として有効活用するとしております。

2ページをお開きください。②施設共同化による投資抑制及び国の交付金活用による効果額についてです。左側記載の施設共同化による投資抑制、令和7年度から令和30年度といた

しまして、1、浄水場の集約による投資削減効果が246億円。2、送配水施設等の統廃合による投資削減効果が174億円。3、一体化により発生する施設共同化事業費としてマイナス280億円で、小計140億円と試算されております。右側に移りまして、交付金の活用による効果額、令和7年度から令和16年度といたしまして、1、広域化事業交付金として、対象事業費575億円に対し、3分の1の191億円。2、運営基盤強化等交付金としても同額の191億円で、小計382億円と試算されており、合計いたしまして522億円の効果額が見込めるとしております。

3ページに移りまして、③県域水道の現状分析についてです。左上、ヒトについてですが、水道事業に係る職員数のグラフを記載しております。奈良県職員数は、平成7年度958人から平成28年度には580人に減少し、率にして40%減少、全国に比べ減少幅が多いことがうかがえます。その下、カネについて、奈良県各市町村ごとの給水原価と供給単価のグラフを記載しております。水色の棒が給水原価で、赤色の棒が供給単価を表し、左から給水原価が安い順に並べたグラフとなっております。料金回収率が100%を下回る市町村が10存在しております。右上に移りまして、モノとして、管路更新率のグラフです。全国平均が0.70%に対し、奈良県平均は0.43%と大きく下回っております。本市におきましても0.6%程度であり全国平均を下回っております。その下もモノといたしまして、有形固定資産減価償却率のグラフとなります。これは、資産の老朽度を示す指標で、高いほど老朽化が進行していることを示しています。全国平均49%に対し、奈良県平均は54%と上回っております。本市は50%程度となっております。

4ページをお開き願います。④単独経営と事業統合の給水原価予測値の比較についてです。各市町村が単独経営を継続した場合と、事業統合した場合の給水原価を予測したグラフを記載しております。水色の棒が平成30年度の各市町村の給水原価、緑色の棒が令和7年度の各市町村の給水原価の予測値、オレンジ色の棒が令和30年度の各市町村の給水原価の予測値となっております。3本の棒は全て単独経営を継続した場合となっております。次に横線ですが、緑色の横線が令和7年度統合時の給水原価の予測値、赤色の横線が統合後令和30年度の給水原価の予測値となっております。本市の場合のみで比較いたしますと、令和7年度では本市が120.5円に対し、統合では182.8円と、統合のほうが62.3円高く、令和30年度でも本市が211.6円に対し、統合では230.8円と、統合のほうが19.2円高いという予測となっております。一方の見方をいたしますと、本市は令和7年度120.5円から令和30年度211.6円と91.1円上昇するのに対し、統合では48円の上昇にとどまっておりますことから、統合では給水原価の上昇に対する抑制の効果が表れているのも分かります。

5ページに移りまして、⑤1、単独経営と事業統合の令和7年度から令和30年度までの総費用削減累計額についてです。各市町村の24年間の総費用削減累計額を単独給水原価と統合給水原価との差額に有収水量を乗じて算出しグラフ化しております。大多数の市町村におきまして総費用削減累計額が発生し、その総額は約900億円になると予測しております。これに対し、本市はマイナス54億2,700万円という予測となっております、少なくとも令和30年度までは総費用削減累計額が発生していないことが分かります。

6ページをお願いいたします。⑤2、単独経営と事業統合の令和7年度から令和30年度までの総費用削減累計額、給水人口1人当たりについてです。先ほどの総費用削減累計額を給水人口で除し算出した額をグラフ化しております。本市につきましては1人当たりマイナス15万3,200円の予測となります。

7ページに移りまして、⑥単独経営と事業統合の供給単価予測値の比較についてです。各市町村の単独経営における平成30年度の供給単価、令和7年度の供給単価の予測値、事業統合による令和7年度の供給単価の予測値をグラフ化しております。大多数の市町村が平成30年度の供給単価よりも、令和7年度の統合時の供給単価のほうが安くなる中、本市における平成30年度の供給単価は128.7円に対し、統合の令和7年度の供給単価の予測値は184円となっており、統合供給単価のほうが55.3円高くなると予測されております。

なお、この資料4ページから7ページにおきましては、現時点でのシミュレーション結果において作成されたものでありまして、今後さらに磨き上げ、ブラッシュアップと呼ぶそうですが、されていくため、確定されたものではございません。本市におきましても、単独経営の場合のシミュレーションにつきまして、非耐震の浄水場及び配水池の耐震化に伴う、更新費用等を見込んでいく予定をしております、給水原価などにおきましては修正されることとなりますので、ご留意をお願いいたしたいと存じます。

次に、8ページをお願いいたします。⑦広域化による水安全度の確保についてでございます。この資料の冒頭に説明いたしました将来の広域化の方向で、浄水場の施設の集約の根拠としている資料であると考えますが、検討会事務局におきまして、関係団体の浄水場施設の耐震化の状況、また、バックアップ機能などについて検討する必要があり、現在修正しているとしておりますので、説明は割愛いたします。

次、9ページに移りまして、⑧県域水道一体化の覚書締結に向けた今後の進め方についてでございます。上の囲み、県域水道一体化における統合のスキームでは、統合の形態は事業統合・料金統一の方針で検討を進める。統合の時期は、令和6年度内に企業団を設立し、令和7年度の事業開始を目指す。資産の引継ぎは、資産は統合時に企業団に全て引き継ぐ。職員は、当面は関係団体からの派遣とし、順次、身分移管、企業団採用を進める。覚書の位置づけは、今後統合に向けての協議検討を進めることとして覚書を締結。令和3年度に、任意協議会及び必要な事務を遂行するための準備室を設置するとしております。

中の囲み、覚書締結に向けた検討の進め方では、合意形成に向けたPDCAサイクルといたしまして、①ワーキンググループ、作業部会において担当者レベルで作業を行う。県域水道一体化検討会において、部局長、課長レベルで調整を行う。市町村長会議（仮称）水道サミットにおきまして、首長レベルでの確認から合意を目指すとしております。また、給水人口10万人以上の3市、奈良市、橿原市、生駒市を事務局に加えるとしております。

下の囲み、県域水道一体化合意の判断では、効果算定、覚書を基に、今後の協議検討への参画を判断、企業団に参加しない場合でも、企業団との業務連携、受委託等は可能としております。

次に、10ページをお開き願います。⑨覚書締結に向けたスケジュールについてござい



す。覚書締結に向けた今年度のスケジュールを記載しております。上段（協議体制）では、今後、6月から12月にかけて市町村長会議、これオレンジ色でございますが、3回開催の予定ですが、先ほど申し上げたとおり6月予定の第1回は7月以降に延期となっております。検討会、これ緑色でございます、3回開催。ワーキンググループ・作業部会を必要の都度、開催する予定となっております。2段目、効果算定では、9月までに、1、シミュレーションの最終調整。2、施設整備計画の策定。3、バックアップの検証を行い、9月以降、効果算定資料取りまとめの予定となっております。3段目、覚書では、覚書内容に関する調整協議を行う。下段、次年度以降への対応では、協議会及び準備室の設置対応といたしまして、1、企業団設置に向けた作業スケジュールの検討。2、協議会・準備室の体制に関する検討を行い、次の段階におきまして、1、協議会・準備室の制度設計。2、次年度予算要求人員要求対応に進んでまいります。基本方針、基本的事項として、1、覚書締結までに決定すべき事項・内容の確定。2、基本方針（草案）のブラッシュアップなどを行います。

次に資料4をご準備ください。資料4、水道事業等の統合に関する覚書（案）についてでございます。本覚書はこれを基に、来年度以降、協議会・準備室での統合設立準備段階に移行し、協議検討への参画を判断するもので、本覚書の締結をもって水道事業等の統合への参加の判断を最終的に決定するものではないということでございますので、ご承知おきを願いたいと思います。今年度中にこの覚書を締結するかどうかの判断を要するため、内容をご説明するのが当然であろうとは存じますが、次に、資料5で説明いたします内容と重なる部分が多々ございますので、資料5と併せてご参照ください。

それでは、資料5を併せてご準備願います。資料5、水道事業等の統合に関する基本方針（草案）について説明いたします。本方針は、企業団の設立に向けた基本的事項と今後の進め方を整理したものです。現時点での県域水道一体化の姿がイメージできるものと考えます。ただし、これはあくまでも草案でありまして、表紙記載のとおり、本資料はこれまでの検討やワーキンググループで議論された内容を基に取りまとめたものであり、検討会として現時点で確定するものではなく、引き続き検討を継続するものでございますのでご承知おきください。

では、3ページをお願いいたします。第1章では、事業の統合に関する基本方針の策定にあたってについてでございます。（1）主旨についての規定で、本方針は今後の統合に向けて、協議検討を進めていくためのベースとなるものであるとしております。（2）では、県域水道一体化の必要性についての規定で、これは覚書第1条に相当いたします。経営環境が厳しくなる中、水道事業を継続する上で、水道水を安定的に供給するためには、水道の広域化が有効な手段であり、県域水道一体化が必要であるとしております。また、一体化による効果として、水道施設、管路の耐震化の促進、水質管理体制の強化、専門職員を確保しながら職員数の適正化、施設共同化による建設改良費、維持管理費の削減、水道料金の上昇の抑制を挙げております。（3）対象となる事業体の規定で、これは覚書前文に相当いたしますが、県と28市町村を挙げております。（4）統合形態及び時期の規定で、これは覚書第2条に相当いたしますが、企業団を令和6年度内に設立し、令和7年度に事業開始を目指すとし、統

合の形態は事業統合とし、企業団として単一の事業認可を取得するとしております。

2章では、施設・管路整備についての基本的事項についてでございます。(1) 企業団における浄水場運営の規定では、県営水道区域にある浄水場は順次統廃合を進め、将来的に御所浄水場、桜井浄水場、緑ヶ丘浄水場で運用するとしております。4ページをお願いいたします。(2) 施設整備計画の策定の規定で、これは覚書第5条に相当いたします。企業団設立までに、浄水場、配水池の統廃合及び連絡管路等の整備は、奈良県広域水道整備基本計画を策定し進めるとしております。(3) 基幹管路更新の積極的な推進の規定では、強靱な水道を維持するために積極的に管路更新を推進するとしております。(4) 浄水場運転管理・配水管理の拠点整備の規定では、奈良県広域水道センター、御所浄水場、桜井浄水場、緑ヶ丘浄水場、桜ヶ丘浄水場の5拠点を基本に集約化を目指すとしております。その他、既計画との関係等の基本的事項の規定では、各事業体がこれまで行っている整備は、企業団設立前の直近5年間の更新水準を保証、もしくは、関係団体の水道施設整備計画を尊重するとしております。

第3章では、企業団本部及び事務所についての基本的事項についてでございます。(1) 企業団本部の設置及び業務の効率化の規定では、企業団本部を設置し、総務、人事、経理、施設管理等の業務を本部に集中し、事務の効率化を推進するとしております。(2) 事務所の規定では、事業開始当初は各構成団体の事務所として一定期間経過後、ブロック統括センターを設け集約を行うとしております。

5ページに移りまして、第4章では、組織体制・職員に関する基本的事項についてでございます。(1) 組織体制の規定では、意思決定機関として企業団議会を置き、定数、選出方法及び任期等は規約で定める。執行機関として企業長を置き、補助職員として副企業長、その他職員を置く。監査委員を置く。運営協議会を設置するとしております。(2) 職員の規定で、これは覚書第4条に相当いたしますが、設立後、当面の間は構成団体からの職員派遣、身分移管による対応とし、順次身分移管、企業団採用を進めるとし、業務遂行に必要な人員を確保しつつ最適な人員管理を行うとしております。

第5章では、業務運営に関する基本的事項についてでございます。(1) 総務・財政・営業関係の規定では、事業運営の効率化のため各種システムは早期に共同化するとし、窓口業務は一定期間経過後ブロック統括センターを設け、拠点の集約を目指すとしております。

(2) 管路維持管理・給水装置関係の規定では、業務水準の平準化、統一化を行うとしております。(3) 水質管理の規定では、現在の公的水質機関のうち、桜井浄水場内、緑ヶ丘浄水場内、御所浄水場内の水質検査機関の組織を一元化。水源から蛇口までの水質管理を一元的に行い、より質の高い水質管理を目指す。事業体ごとの水質検査計画の統一。残留塩素濃度についてエリアによる偏重傾向があることから、追塩設備の整備により平準化を目指すとしております。6ページに移りまして、(4) 官民連携の積極的活用の規定では、大規模な管路更新は、スケールメリットを活かし発注規模を大きくし、設計・施工一括発注方式による管路更新を推進する。浄水場の運転管理委託は集約化を検討し、効率化を目指す。料金徴収等の包括委託業務の集約化を検討し、効率化を目指すとしております。

第6章では、財政ルールに関する基本的事項についてでございます。(1) 補助金事業での取扱いの規定では、施設統廃合等の施設整備を行うため、広域化事業交付金、運営基盤強化等事業交付金を活用するとしております。(2) 資産の取扱いに関する基本方針の規定で、これは覚書第7条に相当いたしますが、関係団体が所有する資産、資本、負債は、内容を整理し、全て企業団に引き継ぐことを基本とするとしております。(3) 一般会計の繰り入れルールの規定で、覚書第8条に相当いたしますが、関係団体の負担は地方公営企業繰出基準に基づき協議の上定める。統合前に一般会計が負担している経費は統合後も継続する。ただし、企業団の運営状況により必要のないものは繰り入れないとしております。(4) 水道料金のルールの規定で、覚書第6条に相当いたしますが、水道料金は統合時において統一することを基本とし、最適な料金を設定する。水道料金以外の額等は統合時において統一することを基本とするとしております。

第7章では、他事業の取り扱いについての基本的事項についてでございます。(1) 下水道事業の規定で、これは覚書第9条に相当いたしますが、下水道事業は引き継がない。ただし、各業務、料金徴収業務等が考えられますが、は引き続き行えろとし、実施形態や費用負担は別途定めるとしてしております。7ページに移りまして、(2) 簡易水道事業等の扱いの規定では、事業体の有する基本方針を検討し決定するとしております。

第8章では、留意事項についてでございます。関係団体は、水道事業等の統合に関する覚書の締結後、本指針に基づき企業団設立に向けた検討を進めていくものであり、現時点で企業団への参加を拘束するものではない。事業統合、料金統一を目指すことを基本とするが、各団体の状況、意向を踏まえ、弾力的な対応を含め、今後議論を進めていくことも必要であり、できる限り全ての関係団体が県域水道一体化に参画できるよう議論を進めていくことが必要である。令和6年度までに関係団体は奈良県広域企業団設立の基本協定を締結することとなるが、公平性の観点からこれ以降の企業団への参入はできないこととするとしております。

第9章では、費用効果の検証についてですが、これは先ほど、(仮称)水道サミットの資料で説明いたしましたので割愛いたします。

9ページをお開き願います。第10章では、企業団設立までの進め方についてでございます。(1) 進め方では、進め方の目標が示されておりますが、今後の協議状況に応じて見直すとしております。まず、ステップ0では、令和2年度において基本方針の策定、準備室の予算要求、覚書の締結となっております。ステップ1では、令和3年度から(仮称)奈良県広域水道企業団設立準備協議会設立、準備室の業務開始、ステップ2では、令和6年度までに(仮称)奈良県広域水道企業団設立準備協議会(法定協議会)の設立、基本協定の締結、旧水道事業体の条例等の改廃議決、企業団設立の議決。企業団設立では、令和6年度に企業団本部設立、企業団事業開始の準備、企業団議会による各種条例、予算の議決、運営協議会の設立となっております。

事業開始の段階におきましては、令和7年度から企業団事業の開始、補助事業の実施(令和16年度まで)となっております。

また、ステップ1に、令和3年度から令和6年度まででございますが、想定される業務といたしまして、既存認可の変更認可及び企業団創設認可の申請に係る業務、各種システムの開発、整備、集約化、官民連携について調査、施設整備の民間活用の効果検証、浄水場等の運転管理の集約化検討、料金関係包括委託の集約化検討、(仮称)奈良県広域水道企業団計画の策定、企業団の業務の内容整理、既存条例、規定の整理と新しい各種条例の制定準備、危機管理マニュアル等の策定としております。(2)準備室の設置の規定で、覚書第10条に相当いたしますが、令和3年度に設立準備協議会が行う事務を遂行するため、準備室を設置する。準備室の業務遂行に係る体制、経費等については、関係団体が協議の上定めるとしてあります。

また、参考資料といたしまして、香川県広域水道企業団の始動という資料を先進地事例の紹介ということで添付いたしております。お手隙のときにご覧いただければと存じます。

以上で、資料に基づきましての説明を終わります。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

**西井委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて、何かご質問などはございませんでしょうか。

谷原委員。

**谷原委員** おはようございます。よろしく申し上げます。本日、第1回目の県域水道一体化調査特別委員会ということで、西井委員長からのご挨拶がございました。この間、県域水道一体化問題が出てまいりましてから、葛城市につきましては県下で最も水道料金が安い。お隣の市と比べても半額ということで、市民の間にも大変この問題、関心が高うございます。それで厚生文教常任委員会において調査案件にし、この間ずっと議会で上下水道部のほうから説明も頂いてまいりました。それを今回さらに、今年度末には覚書締結ということで、県域水道一体化計画に葛城市が参画するかどうかということについて、もうこの3月には議決ということになりますから、より広く市民の方々にも知っていただくということで、こうした特別委員会設置に至ったわけですが、その設置に当たりましては、西井委員長には大変ご尽力いただきましたこと感謝申し上げます。

さて質問でありますけれども、この間、厚生文教常任委員会での調査案件として様々報告を受けてまいりました。先ほど説明いただきました市町村サミット、水道サミットでしたかね。水道サミットの資料ということでご報告いただきましたけれども、これまで報告を受けてきたものと、これ一段、またステップが上がったんかなというふうに思っております。これまでは、報告を受けましたのは、葛城市が独自に将来施設更新計画をやっていた場合にどのような費用負担が発生するか。水道料金の値上げも含めて、シミュレーションした資料を頂きました。続いて、その後に各市町村から提出されたそれらの資料に基づいて、県で一体化した場合どういうふうな案が出てくるのかということなんですけれども、それがこの資料というふうに考えていいのでしょうか。

つまり一体化したとき、各市町村で今、葛城市もそういうシミュレーションを出したと思うんですけども、そのシミュレーションを基にこのワーキンググループが県域水道一体化に

なったとき、特に今回は企業団設立ということで事業統合をやるということで、話が進んでいるようですが、そういうふうを考えてよろしいのでしょうか。これまでの流れから、そういうふうに進んでいくというふうに聞いていましたので、そうした資料として、これが基になっていくというふうな理解でいいのでしょうか。これが1つお聞きしたいことです。

その上で、具体的に水道サミットの資料3のもの1ページのところで、県域水道の現状と将来の広域化の方向ということにあります。私がこれまでお伺いしてきたのでは、県とのワーキンググループの話合いの中で、できたら葛城市も自己水を残したいと。その上では、例えば竹内浄水場を残して、県と統合しても地域の自己水が残るような形で話をしているというふうなことを、前任の西口部長からだったと思いますが、お伺いしたと思いますが、今回のこの案では、案になるのか、僕は先ほどご質問したのでどういう位置づけか、ちょっとまだ分からないんですが、この中では全て将来はもうこれはなくしていくというふうになっていますので、全て県水になっていくということなのか。この点について、従来からの流れとちょっと変わっているかなと思いますので、そのことについてご質問をいたします。

それから、同じくこの資料3の中にありますけれども、これまでは主に奈良市の水道料金水準で、統合したときにはその水準でいきたいと思いますというふうなことで、ワーキンググループで話がなされているということでありました。今回、こういう形で給水原価予測値の比較というのが出てまいったんですけれども、これにつきましては予測なので、この予測値の中に従来問題になっておりました人口減少による給水量が減るということが、大きな問題になっておりましたけれども、こうしたことも計算の中には含まれてのものなののでしょうか。それとも、現在の人口が続いたということで計算しているものなののでしょうか。そのことについてお伺いします。

**西井委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部の井邑でございます。ただいまの谷原委員のご質問に対してご回答申し上げます。

まず、水道サミットに提出予定となっております資料3につきましてでございますが、これは、あくまで令和2年5月21日現在までの検討状況が反映されております資料でありまして、今後シミュレーションにつきましても、更に磨き上げがかけられていくというところで、数値などについては変更、修正がございます。現在までにシミュレーションを4回かけて、磨き上げを行っておりましたが、当市におきましても第5回目の磨き上げをかけておるところであり、当市のシミュレーションについても若干変更が出てまいります。

次のご質問でございます。県と統合しても自己水の確保が保たれるのかというご質問でございましたが、1ページに示されておりますとおり最終的には3浄水場に集約する。3浄水場になるまでは存続するという認識でありますが、それ以降につきましては各市町村保有の浄水場については統廃合されてまいるという認識でございます。

それと最後に、給水人口の予測についてですが、これは、人口減、恐らく多くの市町村が給水人口の減少を予測して作成してまいりましたシミュレーションでございまして、当市におきましても、現状よりは若干減少するという立場におきましてシミュレーションをいたし

ました。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** 委員のご質問で、若干補足だけさせていただきたいと思います。

まず、この水道サミット用の資料なんですけども、圧倒的に分量としては少ないように感じております。葛城市自体の水道事業の分析等、将来にわたっての分析といいますのは、もう個々全ての分野においてカバーしております。ですので、当然将来の施設の更新並びに配水管、供給管の更新等も含めた中で葛城市の水道事業がどうなっていくのか、どうしていかないといけないのかというような考察のための資料でございます。

今回、水道サミットのほうに出てまいっております資料は、単純に水道料金を何年後にどれぐらいにするのかということ为前提とした資料でございます。当然、そのことに、何といいますか、施設の休止等を考えると、その部分では若干経費節減になってきますよというような体系の中で出てきておまして、それが将来にわたって配水管、供給管の管の布設替えですとか全ての財政シミュレートを実は全くしていない資料でございます。

一番ぱっと見て分かりやすいのが5ページです。総費用削減累計額というのも書いておりますけれども、これは単純に水道料金の原価ともらうお金との差額と有収水率、葛城市は90数%あるんですけども、ロスの部分も掛け合わせた単純にこれぐらいになっていきますという計算の仕方だけ入れておりますので、ですから、それを考えますと、全部のシミュレートを入れているわけではないのかなと。ですから、これがこれから精度を多分上げていく作業をするんやろうなど。ですから今現在正直なことを言いますと、短期的には、この資料で葛城市の水道事業と県広域の水道事業一本化になったときの事業の在り方というのは、短期的なものは多分対比はできるのかなと思いますけれども、長期的なスパンにおいては、まだまだこちらの資料は不足している。それを、葛城市の水道事業と対等な立場で分析するというのは難しいのかなということを感じております。

それともう一つ、水道事業の自己水の話が出ました。葛城市で、自己水を将来にわたって使っていけるのかどうか。統合した場合の話をおっしゃいましたですか。その場合につきましては、ページ数で言いますと、8ページがこのサミットに出てきている資料の中では、そのお答えになるのかなと思っております。令和30年度をめどに各施設の統合を目指すというのが、今回の出てきております資料でございますので、令和30年度にその作業に入ると。ですからそれまでにおいては、順次でしょうけども、自己水を使っていく、併用していくというシミュレートをしているというのが、8ページの説明でございます。

あと人口減少につきましては、こちらのほうは葛城市のほうは、若干人口等も加味した中での、何といいますか、分析結果をご提示させていただいているんですけども、こちらのほうがそれに類した資料がございませんので、それを加味しているのかどうかというのは、まだこれからやと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** この資料3の構成が、料金に焦点を当てたシミュレーションに置いているということをお伺いしましたが、私が少しお伺いしたかったのは、覚書締結協議会設置までのスケジュール（案）ということで、これまで厚生文教常任委員会のほうで出させていただいたものの中に、これはワーキンググループのほうから出ているんだろうと思うんですが、要は単独でやった場合の、つまり葛城市の資産、それから施設の様子、それから更新についての計画、経営についての中身、それから将来見通しを、それぞれ葛城市も出しますよと、それぞれの市町村も出しますよと。それぞれの市町村の実際の経営内容を基に、把握の基に、県として統合した場合のそうした経営がどうなるか。統合した場合は各市町村どうなるかというふうなことをお示しするようになると思います。それで市町村が単独でやる場合と、それから統合した場合と、判断していただけるような資料というふうになる。作っていかれるというふうには私は判断しておりましたのでお伺いして、それがこういう1つの、これは料金に焦点を当てるということですが、こういうものが出てきたと。つまり、各市町村の実態の把握の上に、こうしたきちっとした資料が出てきたというふうに理解していいのかということなんです。つまり何か。そうでなかったら、そうでないということで。まだ途上だということで、そこら辺がどの程度これを我々が議論する上で、1つの見通しがこんなになるよという程度のものなのか、確実にそうしたワーキンググループの作業の中で出てきたものかということ、もう一回ちょっと確かめたいと思います。

それから、自己水については最終的には廃止ということでしたけども、市長のご答弁では、令和30年度までは、資料の中では継続するような形で、災害が起きた場合の想定をしているので、令和30年度までは一応自己水が継続するような見通しではないかというふうなお話だったと思うんですが、料金のほうは、企業団のほうはもう令和6年には設立して、その時点から料金統一ということになっていくわけでしょうから、この自己水を維持するというのがちょっと私としても、どういう形になっているのかということがよく分からないので、災害の見通しの中でこういうものを出されたのか、それとも料金との関係でもそうなのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、3番目の人口予想については、予測をちゃんと入れたものだという事なので、非常に現実的な見通しの資料になっているということが分かりました。ありがとうございます。

以上ちょっと、2点ほど、よろしくお願ひします。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** 先ほども申し上げましたですけども、葛城市においては単独の水道事業としてのシミュレート、将来にわたってのシミュレートは出来上がっております。これが各市町村において出来上がっておるのは、ちょっと私のほうでは把握はしておりません。ただ、今回出ておる資料等、先ほど申し上げましたこの将来にわたってのシミュレートが実はないということなんです。ですから、ここにおいて、施設等はなくしていく。その中でどこのところも問題になるのは、実は管の布設替えが物すごい大きな問題になってくると思います。ですから、その部分について、まだ全然こちらのほうでは、その計画等が入ってきていないということで

ございます。

それと、先ほど令和30年度が1つの目安になるのではないかというのは、この資料を基に話させていただいたわけですので、例えばもし県一になったときに、その施設をいつまで使うのかということは、当然のことながら老朽化された施設の地区のほうから優先されていくのかなという思いがいたします。ですので、それが最終完成年度が令和30年度であるというのがこの資料の意味やという具合に理解していただけたらと思います。

それと、この県一にするということの最大のメリットは、実は施設を更新しないで済む。施設そのものをなくすということが1つの大きなメリットである。ですから、当初私がどこかの委員会なのか、協議会で申し上げましたけれども、従前の施設を残すのであれば、統一するメリットがないという認識を持っているということをお願いしたいと思います。ですので、そのことを多分県の方も考えてきたのかなと思います。各地方自治体等がいろんな施設を持っているものをそのまま残して、県一にするということであれば、それだけの効率を果たせるということにはなりませんので、施設そのものをなくして、全て県水を直接つなぐというやり方が多分一番効率化されるやり方なんだろうという認識は持っておりました。ただ、そのことについては、今まで従前からは触れてこなかった。県のほうは触れてきませんでしたので、そのことについては特に議論にはならなかったというふうに認識しております。

大体今ご質問の件は以上ですね。

**西井委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 申し訳ございませんが、1点だけ、ちょっと言っておくべきことがございますが、この当市のシミュレーションにおきまして、管路更新等のシミュレーションはこの中に入っておりますが、浄水場の耐震化等に関する更新費用について、まだ見込めていない状況でございます。ですので、今後さらに8月までには、耐震化に要する費用等を算入いたしましたシミュレーションが出来上がってくるかと存じますので、そのときにはまたその結果をお示ししたいと存じます。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。3回目です。

**谷原委員** 言っぱなしなんですけれども、今、耐震化費用を算入してはまだないと、施設の。前回、厚生文教常任委員会で頂きました将来の施設更新を含めた水道料金の先行きについて資料を頂きましたけれども、それについても、そういう耐震化についてはされていなかったんでしょうか。私ちょっと、またこれからというのはちょっと納得できないんですけど、これも質問はできませんので、またあれですので、またですけども、分かりました。私としては、今こう出てきた資料が、今どういう段階の資料かということをちょっと確かめたかったので、示させていただきます。でないと議論するときにもまた変わりますというのは分かるんですけども、どの程度確実性があるものかということ、ちょっとお聞きしたかったので、質問させていただきました。

**西井委員長** ほかに質疑は。

西川委員。



西川委員 これ。葛城市の、これ。

西井委員長 ちょっと。質問中です。

西川委員 質問というか、統合のほうに参加していくときに各市町村が、それぞれそのシミュレーションをきちっとやって、それを持ち寄って、それで、その意見等々聞いて、それで参加していくか参加していけへんかというふうに聞いているんやけども、今、葛城市はシミュレーションやったと。そのシミュレーションの資料、もらったんかいな。

西井委員長 はい。

福森課長。

福森水道課長 単独のシミュレーションにつきましては、令和2年3月12日の厚生文教常任委員会の調査案件に基づきまして、現行料金、10%料金値上げ、経営戦略策定は入っていませんけども、20%の料金値上げという形で、これはアセットマネジメントを用いたという形で資料としては提出させていただいております。

以上でございます。

西川委員 そやさかい、大体の粗いやつはそうかも分からへんけども、本来のシミュレーションというのは、ここにも出てきているけれども、今現在、供給単価は141円ほどですやんか。そう書いてあるやろ。供給単価は。それで、これの給水原価というのが127円50何ぼとこう書いてある、今現在。それをこのここでは180円何ぼになる。今、市長おっしゃったように料金のことをいろいろとやってあんねんということやけども、これ、令和7年度ではもう184円、どうのこうのとこう書いてあんねんけども、今市長がおっしゃったように、要はまあ言えば今現在ある浄水場、葛城市抱えている浄水場、それと、そこに従事している職員、水道を維持しているその部分が、葛城市が将来的には全部なくなってって、県水が何ぼか負担をせんなんのかどうか知らんけれども、そのことを具体的に人口のことも言うてはるけれども、そうしたら、このシミュレーションというのは、ずっとこれ、ここでは令和30年度までのことを一応これやっとするけれども、葛城市をして、まだ、配管、給配水管の整備と浄水場の整備これをほなどれだけかけて、これ参加せえへんかったときのことを聞いているんです。参加せえへんかったとき、もしか。そうしたときに、今ここに掲げている供給単価そのものが令和7年度で184円、それで、その費用と安定供給、その他。安定供給ということは地震や災害やな。そういうふうなことと自己水の確保と、そこら辺を見極めて、本当にシミュレーションをきちっとやって、それで本当に参加をするかどうかというふうなことを、ここに書いてあるのは令和6年度までにこれ基本協定を締結せえと。これは俺勘違いしているのか知らんけど、それまでに令和6年度までに、この企業団への参加を決定せんかったら、これ、今度企業団に参加できませんよとこういうふうなことを書いているわけやなあ。

そやから、このところをもらったと言うているけれども、もうちょっと本当に決断するときに、今の浄水場それと今、自己水というか原水の確保、それと災害のときの、まあ言うたらシミュレーションというか、そんなときになったらここがやられたら、県水、県がそんなときは高い金を出してでもせんなんのか、葛城市がせんなんのか分からんけれども、そんなときは県は助けんねんというようなことにはなっていると思うけれどもやで、そら知らん

で。そら分からんけれども。ここにぽんと出てきたのが、浄水場これ、災害が起こったときには葛城市3か所かこれ、もうこんな赤でぽんとこんなこと書いてあるわけやんな。あかんと、こんなもう被災受ける。ほいで令和30年やったら、そこにあつたら、被災一つもない。こんな極端なことみたいなことあり得へんと俺は思うんやけどな。

そやから、そこらが本当に私らが判断するについて、いや、一回、厚生文教常任委員会で出していますという、何年度にどうやというよりも、もう、僕ら分からへん。浄水場、これから本当に維持していこうとしたときにどんだけの耐震も含め、どんだけかかって、ほんならそのときに今言うたように140円か141円で供給単価これなっているやつが、そういうふうな単価が150円になんねんと、160円になんねんと、180円までいかんねんと。何ぼあれでもこれぐらいでいけんねんというようなことが、いやもうやっぱりこれはそういうことをやっていくとやっぱり、もう葛城市としては、県水へもう入っとかんと、この金額では将来収まらんわと。やっぱり県水の企業団へ入っといたほうが将来見通しとしてはいいわと、そうしとかんなんなあというふうなことを判断できるような資料を、わしらもらったようには、もらっても分からんか知らんけどやで、そんなあんまり詳しいことは。せやけど、ざーっとしたところは分かるようにして、単純に言うて、いろんな総合的に考えて、老朽化したような配水管も全部取替えやんなんねんと。ほんで浄水場もやっぱりきちっと整備していかんねんと。耐震とか災害に、それがいつ、これから、やっぱりここをやらんなんさかいに、それをやったら、こんだけのお金がかかって、ほんで人員もかかって、それ維持する人員もかかって、それで、そうしたときにはやっぱり将来人口も減ってきたら、水使うあれも単価も、やっぱり、この180円以上200円ぐらいにもうなんねんということになんのかどうかというふうなことを、聞かせてもらったような覚えはちょっとないんやけどな。将来こう見通して、そういうふうなシミュレーションのやつはあつたかいな。これよう分からんのやけど。

(発言する者あり)

**西川委員** それと、下水。下水との関わりやな。これ水道料金と連携しているやろ、今。下水と。違うの。水の使った分が下水道料金と違うん。そこら辺がちょっと、いろいろ資料をもらってんのやろうけれど、俺は忘れてしもてんのか、よう見きっていないのか知らんのやけども、これ本当にやらんなんのやったら、もうちょっと何か私らに分かるように、ちょっと資料欲しいなと思ってな。そこらどんなやろ。見通しというかシミュレーションというのが。

**西井委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** ちょっと全てにお答えできるかどうか分かりませんが、まず4ページに給水原価予測を記載しております、一番下、これは給水原価ですので、水を作って、各ご家庭に配るのに幾らかかるかという金額でございますけども、まず葛城市の場合、下のグラフでなくて表をご覧いただきたいと思うんですけども、平成30年度におきましては115.4円であったものが、令和7年度には120.5円に上昇し、さらに令和30年度には211.6円まで上昇するとの予測をしております。水道料金というのは、この給水原価に基づいて普通は算定されるものと認識しておりますので、これを下回る金額の設定はちょっと難しいのかなというところで、令和30年度211.6円を上回る水道料金を徴収していくという目安にはなろうかと存じ

ます。

それとあと、浄水場の耐震等に関する問題につきましては、今現在、葛城市に3か所、浄水場がございますが、その機械等一部については耐震化が図られている物件もございますが、全体として全て耐震化が図られております浄水場はございません。特に新庄浄水場におきましては、昭和44年に築造されて51年経過しておりますことから、耐震も含め、更新の時期を迎えてまいります。そのための費用が必要となってまいります。今現在のざっくりとした試算におきましては全て更新いたすとすると、1浄水場当たり23億円から30億円程度の費用が発生してくると予測をしているところでございます。ちょっと不足の点につきましては…

…。

以上でございます。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** そんな浄水場、ここでも、今、表を見せてもらった、211.6円と言うねんな、給水原価が。それで県の令和30年度統合したときやったら230.8円と言うてんのやろ。これだけで19円か18円かぐらい、まだこの予測でも葛城市のほうが安いわけやろ。この211.6円というのがどんなシミュレーションでこの単価出しているのか知らんで。今言わはったような、老朽配水管の布設替えやとか、それと今の浄水場の30億円か何ぼか知らんけども、そこら辺をやり替えたとか、この令和30年度でやで、そのときにはやり替えているとか、それがこの211円のところに反映されているのかということを知っている。反映されてんの。ほな、もっと上がるということやな。

**西井委員長** 部長。

**井邑上下水道部長** 現在、ご説明いたしました4ページの給水原価の予測値につきましては、配水管の更新工事は反映しておりますが、浄水場の耐震化あるいは老朽化に伴う更新費用については見込んでおりません。ですので、今その見込む作業をしている途中でして、それが8月をめどには出来上がってくると存じます。

ですので、令和30年度におきます現在お示ししております211.6円の給水原価が若干上がる可能性もございます。それと、その上、令和7年度に当市が120.5円の予測に対し、統合の場合182.8円とございまして、この差額が62.3円ございますけども、令和30年度の見込みにおきましては、この差が19.2円と縮小されてまいります。ですので、この令和30年度以降のシミュレーションが作れるとするならば、ひょっとして、単独系のほうが統合より上にいってしまう可能性も推測されるところでございます。

以上です。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** いや、そこんところが一番判断いるところやねんか。それで、結局は、本当にそうなんかなあという。そこがなあ。やっぱりな人口増、葛城市はちょっとずつちょっとずつでも人口増えているというのは、若い子らがよう分かっているわけやんか。この水道料金の安さは、いろいろと。そこんところがやでこれ、県の水道一体化に葛城市が参加するメリットというのはさっき市長おっしゃったように、やっぱりその費用、いろんな維持するための費用が、

人件費も含めて、もう、いやほんで、そやからただというわけにはいけへん。水道水に全部いってあんのんか、例えば水道水だけで、この県一体化の企業が水道料金だけで運営するのか、それとも、これ知らんけど、各市町村に何ぼか分担金くんのんかな。けえへんのんか、それ知らんけれども、何にもきやへん。水道料金だけでこれを運営すんのんかな。俺よう分からんけれども、どっか書いたあんの。いや、そういうら辺を含めて、やっぱり将来、これ何ぼ高くなっても、安定供給やいろんなことからいうと、葛城市単独よりも、やっぱり参加したほうがいいわというのを令和6年かに判断せえなあかんののでっしゃろ。そこらがちょっと。

ほかの市町村、いや、はっきりしたあるところあるわ。給水、下市かあのあっちやったら、そんなただみたいな水やから何ぼでも取水できるからな。まあ、そんなん言うたら怒られるけど、吉野川からだっと取ればいいわけで、原水、あんまり、あれせえへん。そやけども、ずーっとこれ配水せんなんとか、あれ維持せんなんとか言うたら、その原水が安いからというただけでいけへんもんな。やっぱり。

だから、この判断をどこですんのんかというのが、やっぱり、議会も議会やけども、理事者側とそれと各市町村のよう似たようなところ、どういう判断しよんのんかという、本当に入ったほうが将来に向けて、やっぱりこれはメリットがあるという判断は、資料いろいろ頂いて、それで、やっぱり理事者側なりの専門性のところら辺をきちっとやってもらって、議会にちょっと持ってきてもらわんと、今んところは何か判断なかなか難しいので、でけへん。これ。

**西井委員長** 福森課長。

**福森水道課長** ちょっと補足だけさせていただきます。最初の理事者の答弁でありました資料3の8ページ、これ広域化による水安全度の確保についてですけども、これにつきましては、Aが現状、災害が起こった場合と、将来イメージで起こった場合です。これにつきましては、検討会の会議の中で、各事業体のほうから、持っておられる浄水場が全部あかんのかという話でクレームがついております。だから、うちのほうでも、全てが耐震を行っているわけではございません。全て非耐震ではございません。各、平岡も、それから寺口も、竹内も耐震診断ではオクケー頂いておりますし、兵家浄水場につきましても、これもまだ建って15年ですので耐震化工事は行っております。ただ、部長が説明いたしました、要するに屋敷山配水池それから上手の平岡笛吹配水池、それから山口梅室配水池の配水池については、年数がもう昭和の時代ですので、これにつきましては非耐震化という形でシミュレーションを行うと。ただ、3月12日のシミュレーションにつきましては、あくまでアセットマネジメントの形でやっておりますので、ほとんどの更新費用につきましては配水管に特化した形になっておりますので、施設の更新費用も含まれてはいますが、その額としてはさっき部長が説明しました1浄水場あたり23億円という形のシミュレーションはしておりません。今後新たにシミュレーションするというのは、屋敷山配水池等の非耐震化を単独でした場合のシミュレーションを加えた形で、改めてブラッシュアップして、今後、事務局、県との調整を図り、また議会のほうにお示ししたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 僕、1つだけ。資料がだんだん集まってきたということで、ちょっとこれ、いつか出るのかなと思って、今日出ていなかったんですが、基本方針にもありますし、資料3の9ページにもあるんですけども、資産の引継ぎ、これ関係団体が所有する施設、資金、負債等の資産は統合時企業団に全て引き継ぐと。さらっとまあまなことが書いてあると思うんですけど、これ、どういう意味なんですか。これもう決まっているんですかね。こういう、前、どっかにも、基金等は企業団に何ですか、引き継ぐみたいな、どっかにも書いてあったと思うんですけど、それどういうことを言っているんですか。

**西井委員長** 福森課長。

**福森水道課長** これにつきましては、先日の3月26日の検討会におきまして、大和郡山市のほうから事務局に質問がありまして、県事務局の見解といたしましては、浄水場を所有している自治体が浄水場を廃止して企業団に入った場合には、自治体側に資産を置いていけないのかと議論になっておりましたが、プラスもマイナスも持って企業団に入ることになりましたということで、これらのお金につきましては、管路更新、例えば浄水場の統廃合に、今後残る浄水場に充てられることとなりますので、結果として、県域28市町村の全体の利益となるということで、各事業体に返ってくるという意見がありましたので、これは全部引き継ぐことになっております。

先進地におきましても、香川県におきましても、統合時には企業団に資産を引き継ぐことになっております。また、千葉県の上総地域、これは4市ですけど、これも企業団に引き継ぐものとなっております。また、経営統合なされている大阪広域水道企業団につきましても、これも資産を最終的にはもう全部企業団に引き継ぐことということで、財産というか資産につきましても一応先進地の例から見ますと、全部企業団に引き継ぐこととなっております。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ということは、入れば引き継ぐということになるんでしょうけども、それって葛城市にはこっだけあって、他市にはこっだけあってという資料というのはどっかに出てくるんですかね、これ。葛城市のこっだけを引き継がなければならないとかという、この他市の状況とかも分からないので、その辺とかって調べることは可能なんですかね。

**西井委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。各財産の資料につきましては、各水道事業体の決算書に財産等の内部留保資金とか、全部書式として残っていますので、それで確認できるかなと。起債残高も全部残っていますので、それで確認できるかなと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そしたら、その資料またお願いしておきます。

以上です。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

**奥本副委員長** もろもろ今ご意見出ておりますけども、この県域水道一体化の調査特別委員会の目的というのは何かといたら、要は葛城市はこれに参加したほうがいいのか悪いのかというのを最終的に判断していくのが目的ですよ。そしたら、今、西川委員もお話ありましたけども、県が今こういう形で出ているところは令和30年度という、要するにもうほかのところは早くも、できるだけ早く一体化してやってほしいと。その後のことはもう県に任せるから自分のところで考える必要ないという。極論はそうなんです。

葛城市はそうではなくて、要はその先のことも、県に参加したらどうなるのか。どうなっていくのか。単独でいたらどうなっていくのか。もっと長いスパンの比較がやっぱり必要なんです。その資料が今、出そろっていないので、その辺は分析の上でやっぱり一番必要なところかなと思います。

それともう一つ、今、杉本委員の発言にもあったんですけども、参加したときに、今現状の虎の子である葛城市のこんだけのお金が持っていかれてしまうんですよ。そういったときに、私ちょっと違和感を覚えたのが、この事業統合になったときに、事務局として、現状これもう人口の多いところ、要するに利用者の多いところの3市が事務局に当たるというふうになっていますけども、これ私、普通の考え方がいいかどうか分からんけども、会社とかで言うと要するに出資しているわけなんですよね。じゃ、虎の子である葛城市のこんだけの黒字財政を渡しました。出資しているんですよ。それに応じて、我々発言権がないとおかしいんやけども、これに対して何も、お金を持っていかれれば発言権がないわで、好き放題やられてしまうと、はっきり言って、そこに対して何のメリットがあるのとなってしまうので、その辺がまずどうなっているかということですよ。

あと、一緒に統合された場合のとき、国保でもありましたけども、やはり元の財政の負担が変わってくるわけやから、何らかの激変緩和措置についての言及というのはこの会議で出ていないんか。それが今現状では何も触れられていないので、ちょっとどうなっているのかなと思います。

この2点、教えていただけますでしょうか。

**西井委員長** 福森課長。

**福森水道課長** 水道課、福森です。まず1点目の財産についてですけども、これにつきましては、例えば葛城市が企業団に入って、浄水場の廃止に係る費用、これも全部本来でしたら、うちが廃止する場合、単独で行った場合には葛城市が全部負担。例えばこれが、廃止する費用が10何億円かかるのであれば、全部これ葛城市が負担になりますけども、企業団に入って、例えば、3浄水場全て廃止に係る費用、これにつきましては広域化交付金が使えらる。施設共同化になりますので、そういう企業団に入った場合には全てその企業団からの資金によりまして廃止するようになりますので、うちが、さっき奥本委員がおっしゃられていた要するに財産を持ってと言うよりも、浄水場のない自治体もそれを負担していただくと。企業団へ

入った場合には、県域全体として施設の浄水場廃止した場合の費用とかは全部、全自治体が企業団に入った場合には負担するという事になっているので、要するに基幹管路、要するに県営水道の基幹管路、例えば口径大きくしたり、布設替えもこれは企業団に入った全自治体が、財政を持って入ったその資金を活用できるんでしたら、その資金を活用する。それから、事業統合に関しての運営交付金、さっき部長が説明しました3分の1、これを活用するという事で、382億円を活用するという事で、それも含まれているので、それが全部、活用した形で事業団として事業を進めていくということの見解となっております。

それともう1点、それから、事業統合しまして、事業統合後の費用につきましては全部水道料金で賄っていくということなので、あと、激減緩和につきましては今のところ料金統一を基本とするとなっておりますけれども、先進地におきまして、例えば香川県におきましては、事業統合は平成30年4月から行っておりますが、一応水道料金統一は10年先、それまではセグメント会計で行うという基本協定を基に、今事業統合開始されています。あと、おっしゃった千葉県の上総、これも一応10年先ということで今はセグメント会計ということで、一応そういう形で集約させた報告させていただきますので、うちの葛城市におきましても、そこらは今後協議、令和6年度までの協議の中で、基本協定書に取り交わすその水道料金の統一につきましては、うちとしても、この金額が180円の給水原価で求める金額になるのかは、シミュレーションを確認しないと分かりませんが、そこらも含めて今後協議にももちろん参加、検討会にも出席しますし、もちろん市長が市町村長サミットに出席、この基本方針の協議に参加することになっていきますので、それは、今後の協議を進めていく中で、葛城市でのご意見を言っていきたいと思っております。

以上でございます。

**西井委員長** 副委員長。

**奥本副委員長** ちょっと今、説明分かりにくかったんですけども、要は、さっきも言ったように、参加するかしないかですわ。参加するんやったら、葛城市にどんだけ有利な条件を引き出せることになるかということをお聞きしたかったんです。そのためには、さっき言ったように、資産が統合時に引き継がれるのであれば、要するに没収されるという表現します。あえて。であるのであれば、そんだけの資産を持って参加するんやったら、葛城市の発言力をもう少し強く、この中で、統合企業団の中で持っていけないかというのが。

それともう一つは、さっき言ったように激減緩和措置もそうです。発言力が強くなったら葛城市の言い分強くなるので、料金統一化という大きな目的があるんですけど、それについて葛城市だけは、やはり、こんだけの自分も資産を出して統合しています。ちょっとはいい目をさせてくださいよって、そういうことを言えないのかと。それができるんやったら、広域化で一本化したときに、参加したときに、葛城市もこっちについてはメリットあるなというその辺のところを計りたいわけなんです。そういうことができるんですかという質問だったんですけども、その統合した後でこういうふうにやりますとかいう答えは、今私求めていたわけじゃないんです。

では、そういうことは、まず、できるんでしょうかね。あるいはこれから今そういう話に

なっていないとしたら、そういうことをワーキンググループの会議の中でそういう発言できるんでしょかね。

**西井委員長** 部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。ただいまのご質問でございますが、あくまで、人口10万人以上の奈良市、橿原市、生駒市が事務局に加わるというのが本年度の検討会の中での事務局に加わるということでございまして、当然構成メンバーであります28市町村は全てその検討会には参加しておりますし、今後令和7年度から事業開始を目指すとしております企業団につきましては、議会を置くとなっております。この詳細については、今後まだ検討をされるのでありましようが、他市、例えば香川県等の状況を見ますと、各構成団体からの市議会議員なりが参加されているというところも多うございますので、当市の意見が言える場合は、その後も出てまいりますし、当然その機会というのは確保していかなければならないことだと思っております。

あと、水道料金の弾力化につきましても、先ほど課長が答弁いたしましたように、統合時に統一を基本といたしますが、弾力的にその分についても今後検討をされていくというところで、例えば、当面葛城市の今の水道料金を維持しながら、今後、例えば10年かけて統合の料金にすり合わせていくといった作業も出てくる可能性がございますので、その面についても、できるだけ頑張ってお検討会の中で意見を発信してまいりたいと存じております。

以上でございます。

**西井委員長** 副委員長。

**奥本副委員長** ありがとうございます。そういう発言のできる機会が持てるということと、価格の弾力化でやっていける余地はあるだろう、だろうということで、まだこの場では当然分からないのは分かります。ただ、我々はこの委員会で、参加するかしないかというところを判断する材料として、そこはやっぱり欲しいんですよね。それができない。未定であれば、やはり現状では一本化したときの条件というのは、あくまでも県が出しているところに対して、我々は単独ではどうなるかという比較でしかありませんので、その辺もし話が進むようであれば、できるだけ早くその情報を頂きながら、比較するデータがあまりにもやっぱり今少な過ぎて、なかなかちょっと分かりにくいので、その辺り今後できるだけ密に、それと、いろんな会議で市長のほうもそういうサミット会議みたいなんされるのであれば、そこでもそういう発言していただいて、葛城市に有利な条件がどこまで引き出せるんかという情報もまた併せて頂きたいと思えます。

**西井委員長** 今、質問あって、結局、葛城市は水道料金も安くしながら、過去からやはり一生懸命また農家も含めて水道のための取水大字もご苦労かけて、基金がたまってきたわけやん。それをやで、合併するよってひっつけんねんと。現実では、全市町村の経営内容が分からんと、穴開いたところと基金持っているところと一緒にしますでと。発言権がどうやこうやいう、こんな不公平な。その辺は明らかにして、資料を出してもらわんかったら、初めからもうこんな合併してられへんやんか。こんなあほな話というのが普通の考えではそうなる。そやから、その辺の参加意思があるというか、28か市町村の特別会計上どういう状況かという



資料を提出してもらって、それも合併にどうするかという検討資料にしなければ、今、発言権はありますと言うて、そんな現実には基金がぎょうさんあったよってとか、そんな関係なしで、決められてしまうようになったら、これ大変な問題だと。やはり、合併という形というのは、企業でも何でもやっぱり、そういういろんな条件も含めて一元化するということやから。ちょっとその辺、全部参加される予定の市町村の特別会計の状況、また基金を持っていないどころか、逆に特別会計の起債がぎょうさんあった。起債がぎょうさんあるのはどこかということになると思いますので、その辺ははっきりとした資料をやっぱり各市町村を出してもらって、検討材料の1つにしたいと思いますが、それ、出るか。

部長。

**井邑上下水道部長** 今年度中にその資料を提出できるかというのは、ちょっと回答できないんですけども、当然、令和6年度の締結時にはそういったものが明らかになってこようでありますし、例えば香川県の先進事例を見ましても、財政ルールのものを決めておまして、企業債残高が、例えば水道事業収益の3.5倍でありますとか、そういった財政ルールを決めておられる先進事例もございますので、その辺についても今後検討会の中で検討されていくのは確実なんですけども、その検討が今年度中に行われるかといいますと、ちょっとそこはご回答できませんので、そのようにお願いいたします。

**西井委員長** できれば、そういう資料と、ほんで、配水管の老朽化率というのも、もうちょっと詳しく分かってなかったら、何ぼ基金が若干あったからって、老朽化率が非常に悪いところやったら、まずそのほうから、結局市町村益としては考えねばならないと。

市長は、この合併について、どのような判断で今は進んでおられますんかな。

**阿古市長** もう原点は、もうずっと前からお話ししているとおりでございます。葛城市にとって、葛城市民にとって、どちらが有利なのかというのがもう最終的な判断でございます。今回このサミット用に出てきた資料を見ますと、非常に厳しい内容が書かれているなというのがもうあからさまに出ている。特にこれは、何て言いますか、水道料金をもう前提とした書き方をしておりますので、まだ、完璧な財政シミュレートがされていない中でそれだけ持ってこられると、もう、5ページをぱっと見た瞬間に何が起こるのかというのが分かっただけでございますので、なかなか大変な作業やなという気はします。

でも、結論としましては、もう当初から、その判断をするということを決めておりますので、有利なほうを選びます。ただそれだけのことでございます。それと委員、委員長ご指摘というか、ご要望いただいた資料なんですけど、資料自体は多分、企業会計、各自治体が持っておりますので決算書を取り寄せれば一目瞭然出てくるのかなと思いますので、去年の分は無理ですけど、過年度分については取り寄せはできますけども、これはもうお渡しするだけで、その分析はしていただけるのかなと思いますので、お渡しだけは多分できるのかなと思います。

ただ、今回この合併といいますか、一本化の議論を例えば2つ3つの少数の、例えば広域化をやります。広域合併やりますと、一本化やりますというのであれば、その作業は非常に大切な作業になるんですけども、これ20幾つかのある大きな一つにするという、そのところ

からしますと、またちょっと考え方も変える必要があるのかなと。1つの損得だけで、その地域だけの損得だけでは判断できないものが出てくるのかなあと。これは、広域化することによって国の助成措置がどのようになるのか。これは非常に難しい問題なんですけど、単独で残った場合の国からの助成措置がどうなるのか。それから、これから葛城市も県水を使って、頂いておりますので、これからの県との関わりがどうなるのかと。そういうような判断はあると思います。ただ非常に、見ていただきましたように日程的には非常にタイトになっております。その中で、当初は弾力化運用というような形も考えておった、広域化の中で考えていたところ、非常にハードな、一本化に向かって、なかなか各自治体によって水道料金に差をつけるというようなことは考えにくいような事業主体で持ってきておるといのは事実でございますので、そういう意味においたら、変更できる場所は限られてくるのかな。

ただ、この日程の中で、どのタイミングでどうやらないといけないのかなあとということは、考えていかないといけないのかな。当初申し上げましたのは、今回の県広域につきましては、まず情報収集をするために、その議論に入る必要があるでしょというお話をさせていただいたところでございます。まだ情報収集は終わっていない。完璧に終わっていない段階で、次のステップに入ると、どのような葛城市として事務的な財政負担が発生するのか。もしくは、そのステップに入ることによって、次の縛り、さらに次のステップに行くときの縛り的なものがどのようになるのかということ。それと、最終段階にどう向かっていくのか。その辺の確認を早急にする必要がある。事務手続としてはまさに行政としてはその辺の確認をして、どのような判断をしていくのかということやと考えております。今、これぐらいの資料の中で申し上げられるというのは、もう限られておりますので、これから非常に短期間の中でいろんな情報が多分出てくると思います。その中で、その都度検証を重ねていく作業があるのかなとっております。

以上でございます。

**西井委員長** できるだけいろんな参考資料が出てきたら、その都度提出してもらって、検討材料として当委員会での皆さんのご意見を聞きたいと思います。どうかいろんな資料、シミュレーションとか出てくるごとに、また、出てこなくても一応これ大きな問題ですので、担当課としてはできるだけ努力して引っ張ってもらって、参考資料として出してもらうように努力してもらいたいと、委員長としてはそのように思います。どうか市長も含めて、よろしく願いいたします。

何か質問、ほかにございますでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** 私も水道のことは初めてというんか、なかなか分からなかったということで、今いろいろ話をお聞きしていると、こんな言い方したら悪いですけども、ただ料金だけを見ていくと、非常に広域になるということは葛城市にとって不利やと。一言で言えばね。極端に言うたら、令和30年度なったら単純に今現在の倍になる。そういうことがなかなか難しい点があるだろうと思います。しかし、今聞いとったように、施設の関係になってきたら、今、部長言われるように、1か所20億円、30億円かかりますよ。そしたら3つあったら100億円近くかかる

と。それから見ていったら、広域にしたほうがいいやないかというふうな話のようにとれる。今ここでいろんなことを協議していかないかんとするのはよう分かるけども、今聞いとったら、どんどんこう進んでいったある。今、令和6年度に結論出さなあかんとなってきた。今、令和2年度、余裕はあるように見えても、ほとんど余裕ないに近いような状態。それから言ったら事務局としては、それは市長の判断仰がないかんだけど、勝手に決められへんけども、どうも合併に進んだほうがいいのやないかなというふうな感じには受けますけども、結論は出さないと思うけども。

それと、今、資産の話が出たけども、いわゆるどの合併についても、合併をしようということになってきたら、今ある分を全部こっち横によけまんねんということは不可能な話であって、市町村合併も一緒やし、県の広域国民健康保険みんな積み立てた金はそこへ持っていく。これは基本的みたいな話やと私は思います。だから、いろんな資料もそら大事だと思いうけども、参考になるけども、結果的にそれ見て、果たして、ほんならうちが20何億円の資産持っていたかて、例え半分でも残せるかというたら、残せる状態でないということやから、そこらも判断せないかんとということになっていったら、非常に難しい判断だと思いうけども。そら結論を先に走ったらあかんけども、今、聞いとったらどうも広域に向かっているような感じはするわけやけども、決めつけたらあかんの分かるけども、その辺担当課として、言われへんと思うか分からんけども、ちょっと雰囲気だけなと教えてほしいというふうに思います。

**西井委員長** 部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。ただいまの岡本委員のご質問で、答えられる範囲でお答えいたします。

私どもも、おおむね市長と同じく市民が有利なほうを選択したいという気持ちは同じでございます。今時点のシミュレーション結果だけを見ますと、令和30年度までは、確かに供給単価、水道料金のほうが安い単独経営が一見有利に見えるわけでございます。ただし、令和30年度を過ぎますと、このほうのシミュレーションが、30年先のシミュレーションができるかというのはちょっと難しいところもございまして、先ほど来お示ししております給水原価が徐々に葛城市も上昇していくということを考えますと、単独経営のほうが令和30年度以降給水原価が高くなり、それに伴いまして水道料金も高くなることが推察されます。逆に統合では、浄水場の集約化等、統廃合、事務所の集約、業務の効率化などによりまして、給水原価の上昇は低く抑えられることがこれも予測されます。

このように見ますと、当面は単独経営のほうが有利とも言えますし、私たちの次の世代のことを考えますと、統合のほうが有利と考えられるところも多々ございます。水道事業は今後も継続していかなければなりません事業でございますので、今後25年あるいは50年のスパンで考えますときに、統合のほうを選択することも間違いではないと考えられるところでございます。

どちらにいたしましても、今年度中に企業団への参加不参加を決定することにつきまして、性急過ぎますので、今後予定されております覚書締結はさせていただいて、さらにその後

3年間の検討を続けてまいるのが妥当な、妥当ということはちょっと違うかもしれませんが、そのほうがいいのではないかと私個人の意見ですが、そう考えておるところでございます。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** 事務方の個人の意見を引き出すような質問が、この議会の委員会の場であっていいのかということです。これはあくまで最終的な政治的な判断も関わりますので、そのような答弁を求めるとするのは決してよろしくないと思います。考えてみますと、もう令和30年度までは統合に向かうほうが不利益であるということが明らかに出ております。そのことも加味した中で、将来の財政をどのような、例えば国からの援助が受けられるのかということに、実は私は大きな、何と申しますか、課題が出てくるのかなと思っております。ですから、その辺が確実にこの地域の水源を守る、水を守るということで、国からの援助が頂けるのであれば、また、事務方の今の答弁の考え方はまるっきり変わってくるということなんです。ですから、そのようなことを総合的に判断しないとイケませんので、今現在の、個人的な事務方の意見というのは削除願いたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 市長、何怒ってまんのや。議員には質問したらあかんとかやな。何も部長や課長を責めているわけでもないし、今、感じを聞いているだけのことであって、言うてましたやんか、理事者で判断せんと、勝手にできへんのは分かっていますよと言うてんのに、かっとなって、俺は、そんな答弁したらあかんと思う。だから、もう市長と喧嘩する気ないんやから、俺もこれ以上質問せえへんけどな。お互いに理事者側と議会、どういう立場になんのかということも考えた中で今後もやっていかんと、俺はあかんと思うけども、答弁も何も結構やし、これで置いときますわ。

**西井委員長** 市長もう。

**阿古市長** いやいや。資料は、当然のことながら提出させていただきます。その辺の議論も重ねていくということでございます。ただ、先ほどは申し上げましたということについてはちょっと考えていただきたいと思います。

以上でございます。

**西井委員長** ほかに。

谷原委員。

**谷原委員** ちょっと重要な点で幾つか確認したいことが、この中のいろんなご答弁で出てまいりましたので、ちょっと2つだけ確認させていただきます。

1つは、先ほどから問題になっています4ページ、5ページの図に関わることで、とりわけ4ページの水道料金の問題です。これは、私はこれがどういう数値かということをお伺いしたわけですが、これ奈良県下の全市町村の、ほぼ全市町村の水道料金について単独でそれぞれの市町村がやった場合の平成30年度、令和7年度、令和30年度までの見通しを各市町村がこれ出してきたと。しかし、その中には管路の老朽化、耐震化については入

っていますよと。その金額が、いや今後葛城市は高くなる可能性がありますと、なぜかと言うと、浄水場なんかの耐震化が済んでいないから、その費用が20億円、30億円はあるんですけど。しかしこれは、全て同じ基準で、つまりそれは除いた形で、この金額が一覧表として出ているわけですから、葛城市がこれより高くなるということは、ほかの市町村も高くなるということでもよろしいわけですね。だから、そういうものも入ると当然県の統合した費用も上がってくるということで理解していいわけですね。だからそれを確認しておかないと、何かこの金額また、いや実はそれ以上、施設統合が、施設の更新があるから上がるんだということになると、また一からの表と計算になるので、それは今後出てくるのかどうか分かりませんが、そういう理解でいいわけですね。つまり、これは管路だけの老朽化の費用であって、耐震化の施設については各市町村出していないわけですから、費用が変わると、金額は変わったものがまた出てくるというふうに考えていいのかとか、これが1つです。

それから、もう一つです。これ非常に大事なんですけど、覚書の締結をしなければいけないと。問題はこれ締結したら、企業団の設立に向けて動き出すと。令和6年度ですか、企業団を設立する。その前に、抜けることができるんですかという話なんです。これは従来の説明だったら、まず協議会を設立しますと。協議会設立するときには、それは、入って情報取ってきますと。協議会設立した後、覚書締結しますと。覚書締結すると、もうそこから抜けるのは難しいというふうなご答弁があったと思うんです。今度はちょっとスケジュールが変わっていますから、協議会は全くなくて、検討会でやったものを各市町村議会で覚書を出してくる。問題はここへ決めたら、企業団設置する方向でこの覚書締結したら、設立前に抜けるのかどうか。このことについて、確認したいと思います。水道法上のこともありますから、ちょっとこの点について、これは議会としても大事なところなので、お聞きしたいと思います。

**西井委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。ただいま、谷原委員の第1点目の質問でございます。先ほど来、ご説明いたしました当市におきましてはというところで、浄水場の耐震化については考慮していないので、今後入れていきますというお話でして、他の市町村におきましては、それを既に入れておられるところ、あるいは、まだ入っていないところがございまして、今後個別に精査のほうが進んでまいります。それによって、単価が上がることもございまして、それが統合時の原価を押し上げる要因になる、ならないとは言えないところではございます。

それと、2点目でございますが、まず、参加不参加の決断についてでございますが、まず、抜ける場合を想定いたしますと、今年度の覚書を締結しないという選択がございまして、次の段階として協議会が設置されます。来年度以降、任意協議会での設立が予定されておりますが、それが令和6年度までには法定協議会へと進む可能性がございまして、その時点では法定協議会の議決を頂くこととなりますので、その時点で、2回目の判断がございまして、最終的には基本協定の締結、ここで抜けるという最終の判断となってまいります。

以上でございます。

**西井委員長** 谷原委員。

**谷原委員** ありがとうございます。料金のほうについては、今後また市町村それぞればらばらだということなので、今後動く可能性があるということは分かりました。それから2つ目の覚書とそれから締結後の法定協議会、そして、最終的な基本的な企業団設立の締結ということで、3つあるということなんですが、法定協議会というのはこれもう法定ですので、この法定協議会に入った後、これは法定協議会の決定は各協議会に参加した団体は尊重しなければならないというふうな法的な規定はなかったんでしょうか。水道法などで。だから、私はちょっとここを気にしてしまして、法定協議会に覚書参加しました。でも、法定協議会に参加するかどうかいふことで2回目判断を受けるわけですから、ここちょっと、ぜひ確認をしておいていただいたらと思います。

**西井委員長** ほかに質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

**増田委員** 先日、荒井知事のほうからある会議のところで、水道の一体化のお話をされたことをちょっと聞かせていただいたので、お話をさせていただきますけども、そのときに知事のほうから、奈良県の原水については地下水を利用している市町村が多い。そのようなことから、300年続いた奈良県の水の歴史といいますか、大和川用水ですか。吉野川分水ですか。そういうふうな歴史があつて、非常にそういう苦労している地域、そういうふうなことも含めて、今後上水道の県一を図ると、そういうそもそも論のお話を聞かせていただきました。

私、その話を聞いて、県と単一水道事業の理由は原水にあるのかなと。今いろんな議論されていますけども、お話を聞いていますと、施設の問題とそれから原水の問題と2つのことを今後、統一化していこうということで整理をせなあかんのと違うのかなと。私は基本的には、現時点の基本的な県単一に参入するしないの判断する今の段階では、もうこのままでいったらいいと。何でやと言うと、ちゃんと葛城市民が潤うだけの資産、水資源が原水として備わっておると。一部、夏場に県水を頂かんと不足する状況ではありますけれども十分足りた水資源があると。こういうふうなことで、今後もこの地形が変わらん限り、地殻変動が変わらん限り、この水資源というのは、葛城市には非常に有用といいますか、資源であると。それを使わん手はないやろと。これ、県水に参加しますと、この水資源を下流域に川を通じて放棄する。流してしまうと。農業用水等にも使えますけれども、そういう単純な考え方からいってたらそうなんかなというふうに、今の段階では思っているんです。

施設に関しては、これ30年先のお話を先ほどからされていますけれども、ちょっと聞きたいんですけども。この管の耐用年数ってこれ30年以上なんですかね。以内なんですかね。それからいくと恐らく私の推測からいくと、30年以内やと思うんです。30年後の話というのはもうこの管が古いとか新しいとかというのは、もう超えた話になってくるので、もう少しそのそもそも論、この原水の葛城市のその状況ということを入り込んで、今後、それも踏まえて、県域に入るほうがいいんか、悪いんかという判断を今後していかなんのかなというふうにちょっと感じましたので、ちょっと一言だけ、もう答弁、それに対して、あるようでしたら答弁をしていただいたら結構かなと。

もう一つは、この覚書に、覚書というか、入るか入らんかの判断。これ、議会でいろいろと10人の議員が議論して、どっちがいいかという議論を熱心しておりますけれども、この入る、入らないの意思表示、決断はどういうふうな手順でこの決断の運びを進められるのか、その2点ちょっとお聞きします。

**西井委員長** 井邑部長。

**井邑上下水道部長** 上下水道部、井邑でございます。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず配水管の耐用年数につきましては、現在法定、鑄鉄管ですと40年というところになってございまして、浄水場におきましてはコンクリートの躯体等につきましては60年、あるいはもっと短いものも当然ございます機械及び装置、電気設備等につきましては15年から20年という耐用年数になっているところでございます。

それと2点目の今後の進め方ということでございまして、ちょっとこれにつきましては、ここで議論していただいて、まず、覚書を締結するかどうかのご判断を市議会の皆様にはまずはそのご判断をしていただくことになると思います。ちょっとその辺は私ちょっと勉強不足でよく分からないんですけども。その後、市長のほうにおかれまして、最終的な判断をしていただいて、覚書の締結については、締結するかしないかの判断をしていただくものと認識しております。

以上でございます。

**西井委員長** 市長。

**阿古市長** この事務手続の内容は、最終的にちょっと確認させてください。微妙な問題があるんです。実はそれごとに、入ることによってどの程度縛りを受けるのかというのが1つ。それともう一つは金銭的な問題が多分発生してくる。次の段階から多分事務処理の分担金が発生してくるという可能性がありますので、今までのようなちょっとレベルの話ではなくなってくるのかなという気がしております。ですから、最終的な結論といたしましては、先送り是可以するんですけども、ある程度市としての方針というものは決めておかないといけないのかなと。その中に入るに当たっても、入らないに当たっても、方針は決めた中で、やはり臨まないといけないのかなという思いがあります。不確定な要素というのはやはり将来にわたって長期の議論になりますので、短期的にはある程度もう見えるものは、もう今の資料でも見えてきているんです。ただ長期になったときに、果たしてどうなるのか。それが、先ほど申し上げました、実は国の考え方、財政的な援助がどうなっていくのか。今、国のほうは広域化することについては非常に財政的な援助をしているわけでありまして、それ以外の部分についてはちょっと取り残されておりますので、それが終わった後に、国の考え方がどうなるのかということが、非常にこれから葛城市の将来の水道事業によって、大きな影響を及ぼすんだらうなという認識は持っております。先ほど申し上げましたように、そんなに時間のある話ではございません。できるだけ早い時期に、議員皆様方とまたお話をさせていただいて、どちらの道を歩むのかということとはご相談させていただきたいなという思いでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。議会と一緒に、この決断をしていこうやないかというふうなことでございますので、しっかりと現時点の資料では、今日もお話を聞いていますと、不十分なところがたくさんあるように思います。私も、今の配管、管やと思うんです。これもう負担というのは。上水道の耐震もありますけども、管の先にある投資額のシミュレーション、これをやっぱりするべきかなあと。要するに、資産の棚卸しを、やっぱり全ての現市町村の棚卸しをしていただいて、今後、それぞれの自治体がどのぐらいの負担がかかってくんのかというところで平等性を議論するべきかなと。今の段階で、全部、県域、持ち込んで、それで、共同運営するねんと、多いところも少ないところもプールすんねんと。そういうちょっと荒っぽいお話では、いろんな高低差、市町村によっては格差があるので、その辺の資料も参考資料としてあれば、今日の議論の課題が1つでもクリアできるのかなと。私もその辺のところはちょっと若干、それぞれが今後どんなに、どんな負担が県域としてかかってくるのかなというところに心配するところがございますので、今後こういう会議に出られたときには、そういう意見も県域会議でお尋ねをいただいたらありがたいな。また、この会議にそういう資料も提出していただいたら分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げておきます。もうあとは結構です。

西井委員長 よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 ちょっとスケジュールだけ聞かせて。さっき言うてくれはったんか知らんけど、ここでこれ、覚書の締結というのはいつやるのか。ほんで、覚書でどんな内容の覚書かというのは、もらったかな。

(発言する者あり)

西川委員 これか。今日ほなこれ、今日初めてもらってんねんな。ほな、これをいつまで、いつこの覚書をいつまでやるねんというたら、来年の1月。さっきの話だとこの覚書を締結するかせえへんかはまた内部でも、市長言っているように情報もいろいろ入れて、それで議会にもいろいろ情報を得た部分の資料もくれて、それでやんねんていうことやけども、この覚書、もう一回聞きたいんやけど、覚書を締結すると、何というか、協議会と2回あると言うたけど、覚書を締結したらもう抜けにくいというようなことを言った。抜けられへんと。

(発言する者あり)

西川委員 抜けられるねんやろ。さっきなんかちらっと聞いた。覚書締結したら抜けられへんというような意味。ほな、抜けられるねんな。なるほど、あと3年、令和6年度までに結論を出して、令和6年度以降はもう、そこで最終リミットで、それ入るか入らへんかをやると。その覚書そのものに、俺思うのに、締結しとかんかったら情報収集も何も、これできんのかいな。できへんのかいな。これ抜けられるのやったらやで、いろいろと、これ、やっぱり、市長これ、どういうふうにしてはりまんの。ここんところは。

西井委員長 市長。



**阿古市長** 先ほどもちょっと確認させていただきたいというのはそのようなんです。こちらのほうもかなり流動的な話で、今回のコロナの件もありまして、会議自体が抜けておりますので、あれなんですけども、この覚書を締結してから法定協議会に持って行くまでの期間が短い可能性は私はあるのかなというような気もしたりしております。ですから、その辺の分析も含めまして、していかないといけないのかなと思います。覚書で抜けられるのはさっきみたいというような話なるんですけども、当然その間にいろんな縛りがかかってきますし、事務的な費用もかかってまいりますので、ですからその辺も含めまして、情報が出てきましたら、まず、1つの考え方としては覚書の地点でどういう判断をするのか、もう早い判断でいくのか。それとも、先ほど申しあげましたように、ある一定の縛りを確保した中で、次のステップといいますか、最終判断を先延ばしするのかというのは、その辺の情報収集も含めまして、また、ご連絡差し上げたいなと思っております。

以上です。

**西井委員長** 西川委員。

**西川委員** そういうことで、やっぱり、議会も今市長おっしゃったように、いろいろと議会は議会で、判断をできる資料は頂きたい。それで僕は思うに、これ入るにしろ、入らんにしろ、この覚書、最終的にその事務負担のお金はかかる、かからへん。それはもうかかってもしゃあないやないかと。これ入らんかったら、どんな情報も入らへんのと違うかと私思うので、令和6年度にどんな判断するにしたって。それまでに市長は、もう来年1月か、今年12月、この覚書までに、そういうふうな判断できる資料があんねやったらもう入るか入らんかの。特に入らへんときの判断ができるような資料があんのやったら、それはそれでまた議会のほうにも資料をきちっと提出していただきたいし、なかなかこれ難しい話やから、そんな短期間でそんな判断できるとは思わへんので、僕としてはやっぱり何というか、できれば覚書を締結するんならして、それで発言をするところは発言して、それで、それぞれの企業、情報をきっちり入れて、議会のほうにこまめに報告をしていただくことをお願いを申し上げておきます。

**西井委員長** ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**西井委員長** ないようであれば、調査案件1、水道事業に関する事項については以上といたします。

先ほど市長から申し入れがありました担当部長の私見の発言については、議事録に残すのは不適切と思いますので、その発言について削除することに皆さんご了承願います。よろしいでしょうか。

**岡本委員** 何で、それ削除せなあかんねん。何ぼ委員長の権限でも言うた人間削除してしもてやで、それはおかしいのと違いまんのんか。一方的に。無視できまんのんか。

**西井委員長** 私見としての発言やから。

**岡本委員** 私見も何も間違うたこと言うてないやないかいな。

**西井委員長** 質問については文句言うてませんやん。答弁については不自然な答弁やということで。

岡本委員の質問については、私は文句言うてませんやん。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時21分

再 開 午後0時27分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員外議員の発言があれば、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

本日も早朝より慎重審査ありがとうございました。ただ、水道事業の一元化というのは、葛城市が、特に葛城市なんかはどのようにしたらいいかといういろんな点で難しい市町村の2、3か所の市町村の1つになると思っております。まだまだいろんなデータ、いろんな資料を見せてもらった中で慎重審査をしながら、皆さん方の結論を出してもらうように努力したいと思います。どうか、またいろんな資料を、また、いろんなあれが出てきたら、開会しますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたしまして、本日はどうもありがとうございました。

これをもって県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時29分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

西井 覚